

○大和高田市空家等対策協議会条例（平成29年6月22日条例第13号）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、大和高田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- （2） 法第2条第2項の特定空家等の認定その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、会長及び委員12人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 地域住民
 - （2） 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の半数以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（委員以外の者の出席等）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、環境建設部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「廃棄物減量等推進審議会の委員」の次に「、空家等対策協議会の委員」を加える。

別表第1中

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 12,000円
----------------	------------

」を

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 12,000円
空家等対策協議会の委員	日額 12,000円

」に改める。